

本年の給与改定に関する特別区長会会長コメント

本年の特別区人事委員会勧告は、近年の緩やかな景気回復基調を反映して、国や東京都、政令指定都市を始めとする多くの地方公共団体が引上げ勧告となる中、勤勉手当については、0.1月引き上げる一方、給料表については、平均2.46%に及ぶ過去に例のない大幅な引下げとなり、非常に厳しいものとなりました。

特別区長会は、本年の人事委員会勧告の内容を検証した結果、引下げ勧告となったのは、高度化・複雑化する区政課題に対応する組織力の向上を目指して、30年振りに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であると考えております。

また、人事委員会勧告どおり、給与改定を実施する場合には、行政系人事・給与制度改正の円滑な実施に重大な支障が生じるほか、民間企業を始め、国や多くの地方公共団体において給与水準の引上げが見込まれる中で、有為な人材の確保がより厳しくなる恐れがあり、かつ、引下げの影響は特別区の常勤職員のみならず、多方面に及ぶことも懸念されます。

このほかにも、職員の給与は、公務としての近似性・類似性を重視し、国家公務員の給与水準に準ずることを基本に、他の地方公共団体の給与制度との均衡を図ることが求められております。現在の特別区の給与水準は、国家公務員の給与水準と概ね均衡した状況にあるほか、多くの地方公共団体においても給与水準の引上げが見込まれる現在の情勢についても考慮する必要があります。

このような特別区を取り巻く状況、国や他の地方公共団体との均衡の観点から総合的に判断し、慎重に検討を重ねた結果、本年の人事委員会勧告の取扱いについては、給料表及び勤勉手当の年間支給月数の改定は実施しないことといたしました。

本来であれば、人事委員会勧告は尊重することが基本ですが、特別区の現在、そして未来を見据え、熟慮に熟慮を重ねた上での決定に深いご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、全ての特別区職員が、区民全体の奉仕者であることを常に自覚し、高い倫理観・使命感を持って、公務の適正かつ能率的な運営を図り、日々の職務に精励するよう強く望みます。

平成30年11月22日

特別区長会会長 西川 太一郎